4　令別表第九の二の項の下欄のハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（ＮＧＬ）以外の原油とし、同欄のハ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

5　令別表第九の二の項の下欄のハ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　（略）

二　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ当該イ及びロに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二一

ロ　天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二五

（削る）

6　令別表第九の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　アジピン酸　〇・三〇

二　硝酸　〇・〇〇三三

三　カプロラクタム　〇・〇〇二〇

7　令別表第九の五の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、一とする。

8　令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、別表第七の第二欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第二欄に掲げる家畜ごとに同表の第三欄に掲げるふん尿の管理方法とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる家畜の区分及び第三欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第五欄に掲げるとおりとする。

3　令別表第九の二の項の下欄のロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める原油は、コンデンセート（ＮＧＬ）以外の原油とし、同欄のロ(1)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

4　令別表第九の二の項の下欄のロ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　（略）

二　天然ガスの生産に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ当該イからハまでに定める数を合算して得た数

イ　天然ガスの採取に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二一

ロ　天然ガスの処理に付随して発生するガスの焼却のみを行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇〇〇二五

ハ　天然ガスの採取及び処理に付随して発生するガスの焼却を行っている場合　〇・〇〇〇〇〇〇〇〇四六

5　令別表第九の三の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる製品の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　アジピン酸　〇・二八

二　硝酸　〇・〇〇三二

（新設）

6　令別表第九の五の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、別表第七の第二欄に掲げる家畜とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法は、同表の第二欄に掲げる家畜ごとに同表の第三欄に掲げるふん尿の管理方法とし、同項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、同表の第二欄に掲げる家畜の区分及び第三欄に掲げるふん尿の管理方法の区分に応じ同表の第五欄に掲げるとおりとする。

9　令別表第九の六の項の下欄のロの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のロの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　めん羊　〇・〇〇〇三三

二　山羊　〇・〇〇〇三〇

三　馬　〇・〇〇〇九九

四　水牛（固形にしたふん尿の乾燥によりそのふん尿の管理が行われるものに限る。）　〇・〇〇一四

五　水牛（燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるものに限る。）　〇・〇〇一四

六　水牛（前二号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇一四

七　うさぎ　〇・〇〇〇二五

八　ミンク　〇・〇〇〇一四

10　令別表第九の六の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める家畜は、次の各号に掲げる家畜とし、同欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　牛　〇・〇〇〇六五

二　鶏　〇・〇〇〇〇二九

11　令別表第九の七の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる家畜の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　放牧されためん羊　〇・〇〇〇三八

二　めん羊（前号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇〇九四

三　放牧された山羊又は馬　〇・〇〇一三

四　山羊又は馬（前号に掲げるものを除く。）　〇・〇〇〇三一

五　放牧された水牛　〇・〇〇一三

六　前号に掲げる水牛以外の水牛であって、固形にしたふん尿の乾燥又はふん尿の貯留によりそのふん尿の管理が行われるもの　〇・〇〇一三

七　第五号に掲げる水牛以外の水牛であって、燃焼の用に供し、又は耕地に散布することによりそのふん尿の管理が行われるもの　〇

8　令別表第九の五の項の下欄のハの環境省令・経済産業省令で定める係数は、一とする。

9　令別表第九の六の項の下欄のイの環境省令・経済産業省令で定める農作物は、次の各号に掲げる農作物とし、同欄のイの環境